

## ものを大切にして循環型社会を実現する

### 〔将来像〕

一人ひとりが、ものを大切に長く使い、詰め替え商品を選ぶなど本当に必要なものを必要な量だけ使う暮らし、資源を大切にする暮らしを实践し、1人1日当たり100gのごみ減量を達成します。

さらに、区民、事業者等と一体となって、限りのある資源を有効活用するとともに、廃棄物の発生を抑制し、快適で誇りのもてる循環型のまちを実現します。

### 〔取組方針〕

こうした将来像を目標に、ごみをつくり出さないための工夫や意識を区民や事業者と共有し、自主的な取組を促していきます。



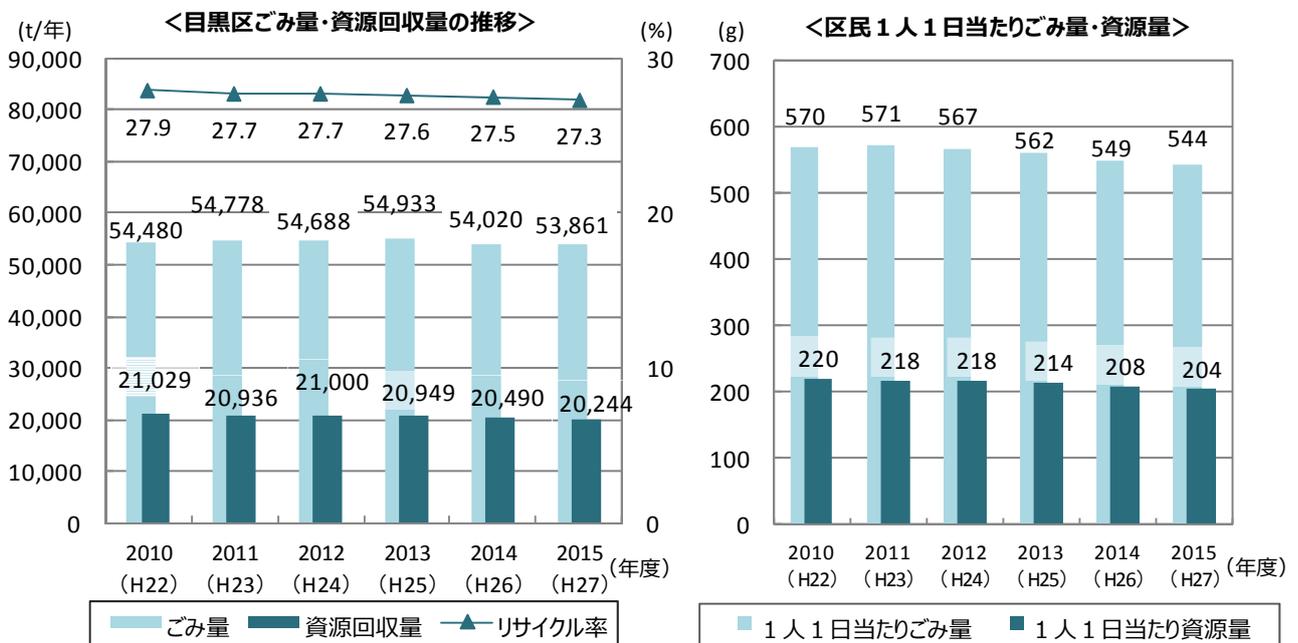
(イラストはイメージです)

## 〔課題と方向性〕

23区の中でトップ水準を維持しているリサイクル率や、資源回収量、区民1人1日当たり資源量は、2010（平成22）年度から2015（平成27）年度にかけて、わずかに減少しています。一方で、区内で排出されるごみ量、区民1人当たりごみ量は、それぞれ減少しており、ごみの発生抑制が進んでいます。

2014（平成26）年度に区が実施した家庭ごみ組成分析調査では「燃やすごみ」の中に生ごみが約4割含まれており、水切り等家庭内での取組により、ごみの減量をさらに進めることができます。

私たちの日々の暮らしから排出されるごみをゼロにすることはできませんが、循環型社会を実現していくため、すでに広く普及・浸透してきている「リサイクル（再生利用）」に加え、より優先順位の高い「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」に関する取組を重点的に行っていく必要があります。



## 〔「施策の目標」設定にあたっての考え方〕

- ・国の廃棄物政策でも2R（リデュース・リユース）を強化する方向性が示されていることを踏まえ、ごみをつくり出さないための工夫や啓発を積極的に行う区民や事業者の自主的な行動を促す施策を設定します。
- ・2Rの推進によるごみの発生抑制の取組とあわせて、廃棄物の資源化に関する施策を設定します。
- ・環境負荷の低減を図るため、ごみの分別ルールの徹底等、適正処理に関する施策を設定します。

## 〔指標〕

## ◎ 成果指標

区分	項目（例）	目標
基本方針	ものを大切にしている行動を行っている人の割合※	増加

※：環境に関するアンケート調査で測定する項目

## ◎ 関係計画に基づく成果指標※※

区分	項目	目標
基本方針	1人1日当たりごみ量	451g (2025(平成37)年度まで)
	リサイクル率	31.7% (2025(平成37)年度まで)

※※：「目黒区一般廃棄物処理基本計画」で定められている指標

## ◎ 取組点検項目

区分	項目（例）	目標（方向）
施策の目標 2-1	子どもたちへの環境学習*実施回数（☆）	現状維持
施策の目標 2-2	資源回収量（☆）	増加
施策の目標 2-3	事業用大規模建築物の排出指導	現状維持

（☆）：重点的に取り組むテーマに係る取組



環境学習（小学校）

## 施策の目標 2-1 ごみをつくり出さない意識の醸成

### ◇施策の進め方

限りある資源を循環させ、廃棄物の発生を抑制する循環型社会を築いていくためには、環境に配慮したさまざまな取組によって、快適で安全な暮らしや事業活動を支えることができるような方策が求められています。

区では、区民一人ひとりが取り組みやすい具体的な行動例として、「めぐろ買い物ルール\*」を提唱し、ごみをつくり出さない取組を行ってきました。

今後も、ごみそのものの発生を抑えていくために、区民、事業者にごみや環境問題について関心を持ってもらうと同時に、ごみをつくり出さないための工夫や啓発を積極的に行います。

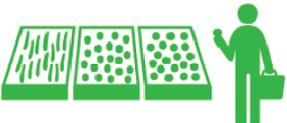
### ◇主な施策

#### ●PR施策や環境学習等による普及啓発

次世代を担う子どもたちに環境学習等を通じて、ごみや環境問題に関心を持ってもらう機会を創出するとともに、世帯や年齢層に応じた効果的な普及啓発を進めます。

#### ●「めぐろ買い物ルール」の普及啓発・取組支援（新規）

区民による「めぐろ買い物ルール」の実践、事業者によるばら売りやレジ袋が不要な場合の特典サービス等の導入等、「めぐろ買い物ルール」普及について、区民、事業者が一体となった取組の支援を進めます。

<p><b>ルール 1</b> 1日1回、ノーレジ袋のすすめ</p> <p>区民約15万世帯が取り組めば 約5,500万枚、385トンのごみが 減らせます</p> <p>No Thank you! 5,500万枚 × <b>385t</b> ごみ削減</p> 	<p><b>ルール 2</b> バラ売りを選ぼう!</p> <p>まずは、包装のない野菜・果物の バラ売りから</p> 	<p><b>ルール 3</b> 詰め替え商品を選ぼう!</p> <p>すぐいらなくなるものは できるだけ少なく</p> <p>New!</p> 
<p><b>ルール 4</b> 残さず食べる工夫をしよう!</p> <p>食べ物を大切にする習慣を 見直してみよう</p> <p>Large Medium Small</p> 	<p><b>ルール 5</b> 「長く」「繰り返し」を見直そう!</p> <p>使い捨てず繰り返し使う工夫を してみよう</p> 	<p>めぐろ買い物ルールの取組みで MGR100を達成しよう!!</p> <p>「買い買い物をしてみよう」<b>「1人1日100gのごみ減量」</b></p> <p>めぐろ 買い物 ルール × MGR 100</p> 

めぐろ買い物ルール

## 施策の目標 2-2 ごみの減量と資源化の推進

### ◇施策の進め方

3R\*（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するためには、大きなコストを必要とする「リサイクル（再生利用）」より前に、まず「リデュース（発生抑制）」と「リユース（再使用）」の2Rを徹底し、ごみを出さないことが大切です。

その上で、再生利用可能な資源（プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、缶等）の分別、集団回収を進めるとともに、小型家電の回収等による廃棄物の資源化を進めていきます。

### ◇主な施策

#### ●資源回収の推進

区民のライフスタイル等を踏まえて、行政回収、集団回収、店頭回収等を適切に組み合わせ、効率的な資源回収を推進します。

#### ●3Rによるごみ減量の推進

3Rのうち、特に2R（「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」）への重点的な取組として、より効率的なごみ減量の方策を検討するとともに、ごみ排出時の分別徹底等を推進していきます。

#### ●小型家電等の拠点回収（新規）

ごみを減量するとともに、小型家電に含まれる貴重な資源を有効に活用するため、小型家電等の拠点回収を推進します。



使用済小型家電回収ボックス



ごみ減量キャラクター

## 施策の目標 2-3 ごみの適正処理の推進

### ◇施策の進め方

環境への負荷をできるだけ与えず適正にごみ処理がなされるよう、区民、事業者に分別ルール of 徹底を働きかけることが重要です。

このため、大規模建築物所有者に対する継続的な指導や不法投棄防止の取組、さらには、水銀等の有害物質を含むごみやその資源化に関する情報提供等を行います。

### ◇主な施策

#### ●事業用大規模建築物の排出指導（新規）

事業用大規模建築物所有者に対する排出指導を継続して行うとともに、小規模な事業所に対して、減量の取組を推進していきます。

#### ●ごみの分別ルールの徹底

区民、事業者にごみの適正な処理方法を徹底します。

#### ●安全・適正なごみの収集と処理

環境への負荷を与えないように、安全・適正なごみの収集と処理及び情報提供を行います。

#### ●水銀含有物の資源化（新規）

水銀を含む製品の分別回収・処理を行い、水銀汚染の防止を推進します。

**目黒区 資源とごみの分け方・出し方**  
平成28年版

集積所にお出しく下さい 収集曜日一覧 P1 で収集曜日を確認して○の中にご記入ください

**資源** 週1回 曜日

- ①プラスチック製の「容器」や「包装」
- ②ペットボトル
- ③びん
- ④缶

★各品目ごとに 朝8時までにお出しく下さい

**燃やすごみ** 週2回 曜日

生ごみ・乾葉・プラスチック製品(資源①以外のも) 衣類・ゴム製品・皮革製品・紙くず など

**燃やさないごみ** 月2回 曜日

陶磁器・ガラス・金属類  
→ 異物を除くか、集合にごんで出してください。  
スプレー缶・ライター・カセットボンベ  
→ 中身を空にし、別の袋に入れて出して出してください。  
小型家電(最大辺が30cm未満)  
→ 小型家電のうち、品目については別途確認願っています。  
詳細は P7 をご覧ください。

**水銀を含む製品** 月1回 曜日

蛍光灯・電球形蛍光灯・その他の水銀を含む製品  
→ 交換した際のケースに入れるが簡に入行いで出してください。  
★月1回の指定された曜日の朝8時までにお出しく下さい。

**古紙** 曜日

①新聞 ②雑誌類(雑誌・本・雑誌のみ) ③段ボール  
家庭から出る古紙は、町会・自治会などの団体が回収を行っています。  
収集曜日は集積所の看板でご確認ください。

**粗大ごみ** 有料 曜日

目黒区粗大ごみ受付センターへ申し込んでください。  
☎5715-0053  
インターネット申込 24時間受付 目黒区 粗大ごみ受付  
目黒区ホームページ: オンライン窓口「粗大ごみ受付」

区では収集できないもの(家電4品目/パソコン/携帯電話など) → P10  
その他リサイクル/動物死体/事業系ごみ → P8, P11

出し方の1冊は  
このポスターの  
裏も読んで!

問合せ) ●目黒区清掃事務所 ☎03719-5345 ●清掃リサイクル課 ☎5722-9572

資源とごみの分け方・出し方別表



しゅーしゅーさん

ごみ減量キャラクター